

# 大分川ダム建設事業の検証に係る検討に 関する意見募集について

平成23年7月21日  
国土交通省九州地方整備局

# 大分川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集

今回の意見募集対象について

○本日(第3回検討の場にて)示した「概略評価による各対策案の抽出」について意見募集を実施。

○上記と併せて、平成23年3月23日～4月21日に意見募集した「抽出する前」の複数の対策案についても、頂いた意見が少なかったことから、改めて意見の募集を実施。

なお、「抽出する前」の複数の対策案について出た意見についても、必要な場合には、新たな組み合わせ案の検討や概略評価等を再度行う形で反映していく。

大分川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

平成23年8月1日  
国土交通省九州地方整備局

国土交通省九州地方整備局では、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、大分川ダム建設事業の検証に係る検討を進めています。このたび、7月21日に「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第3回) (以下、検討の場(第3回)という。)を開催し、概略評価による治水対策案、利水及び流水の正常な機能の維持対策案について抽出させていただきました。

つきましては、今後の検討の参考とするため、以下の意見募集要領のとおり、広く御意見を募集します。

## 意見募集要領

### 1. 意見募集対象

検討の場(第3回)では概略評価による治水対策案、利水及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。今回抽出した対策案(以下の①、②)について、実現性や具体性・地域社会や環境への影響等など、様々な観点からの御意見を募集します。

また、上記と併せて、平成23年3月23日～4月21日に意見募集した「抽出する前」の複数の対策案についても意見の募集を実施します。

なお、「抽出する前」の複数の対策案について出た意見についても、必要な場合には、新たな組み合わせ案の検討や概略評価等を再度行う形で反映していきます。

#### ①「概略評価による治水対策案の抽出について」

資料1(第3回検討の場 資料4、参考資料-2)

#### ②「概略評価による利水及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出について」

資料2(第3回検討の場 資料5・6、参考資料-3・4)

#### ③「複数の治水対策案の立案について」

資料3(第1回検討の場 資料4、第2回検討の場 資料5)

「複数の利水対策案並びに複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について」

資料4(第2回検討の場 参考資料-3、第2回検討の場 資料-7)

### 2. 募集期間

平成23年8月1日～平成23年8月31日(必着)

### 3. 意見の提出方法

御意見は、①郵送・②FAX・③電子メール・④回収箱への投函のいずれかの方法で、下記「4. 提出先」まで御提出ください。御意見につきましては、別添「意見提出様式」により、下記①～⑦を御記載ください。

①氏名(企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名)

②住所

③電話番号又はメールアドレス

④職業(企業・団体の場合は不要)

⑤年齢(企業・団体の場合は不要)

⑥性別(企業・団体の場合は不要)

⑦御意見

### 4. 提出先

国土交通省九州地方整備局河川部河川計画課

①郵送の場合：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

②FAXの場合：092-476-3470

③電子メールの場合：oitagwadam-kyusyu@qsr.mlit.go.jp

(件名に、「大分川ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持対策案に関する意見」と明記してください。)

#### ④回収箱への投函の場合

下記「6. 閲覧又は資料の入手の方法②資料の閲覧場所」に設置している回収箱へ投函して下さい。

### 5. 注意事項

①御意見は日本語で御提出ください。

②提出された御意見とともに、属性(職業、年齢、性別)、住所のうち都道府県名を公表する場合があります。

③電話での御意見は受け付けておりません。

④皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

⑤期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。

- ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等普利を目的とした内容

### 6. 閲覧又は資料の入手の方法

#### ①インターネットによる閲覧(資料の入手)

国土交通省九州地方整備局ホームページで資料及び「意見提出様式」のダウンロードが可能です。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensvo01-ooita/kensvoooita.html>

#### ②資料の閲覧場所

以下の場所において、資料の閲覧が可能です。また、「意見提出様式」の入手が可能です。

- ・国土交通省大分河川国道事務所1階ロビー(大分市西大道1-1-71)
- ・国土交通省大分河川国道事務所大分出張所(大分市岩田町1-12-32)
- ・大分県庁舎本館1階大分県情報センター(大分市大手町3-1-1)
- ・大分土木事務所(大分市向原西1-4-2)
- ・別府土木事務所(別府市大字鶴見字下田井14-1)
- ・竹田土木事務所(竹田市大字竹田字山手1501-2)
- ・玖珠土木事務所(玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1)
- ・豊後大野土木事務所(豊後大野市三重町市場1123)
- ・大分企画部企画課(大分市荷揚町2-31)
- ・大分市鶴崎支所(大分市東鶴崎1-2-3)
- ・大分市植田支所(大分市大字宇沢743-2)
- ・大分市大南支所(大分市中戸次5115-1)
- ・大分市大在支所(大分市政所1-4-3)
- ・大分市坂ノ市支所(大分市坂ノ市南3-5-33)
- ・大分市佐賀関支所(大分市佐賀関1407-27)
- ・大分市野津原支所(大分市大字野津原800)
- ・由布市役所狭間庁舎(由布市狭間町向原128-1)
- ・由布市役所内内庁舎(由布市内内町柿原302)
- ・由布市役所湯布院庁舎(由布市湯布院町川上3738番地1)

### 7. 御参考

これまでの「大分川ダム建設事業の検証に係る検討」につきましては、

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensvo01-ooita/kensvoooita.html> を御参照ください。

<問合せ先>

国土交通省九州地方整備局河川部河川計画課

課長 鈴木 宏一郎

建設専門官 橋口 幸生

電話：092-471-6331

# 大分川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集

(別添：意見提出様式)

国土交通省九州地方整備局河川部河川計画課 宛

大分川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について  
 ～大分川ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案について～

①氏名(フリガナ)	
②住所	都道府県：                      市区町村以下：
③電話番号又はメールアドレス	
④職業	
⑤年齢	
⑥性別	
⑦御意見 (御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨(200字以内)を添付してください。)	
御意見の項目	御意見
(1)「概略評価による治水対策案の抽出について」	

御意見の項目	御意見
(2)「概略評価による利水及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出について」	
(3)「複数の治水対策案の立案について」または、「複数の利水対策案並びに流水の正常な機能の維持対策案の立案について」	